

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 2022年 3月 1日～ 2025年 2月18日までの 3年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会
保険料免除など制度の周知や情報提供を行い、円滑な育休取得・職場復
帰をサポートする。

<対策>

- 2022年 3月～ 全職員に対し、両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保
険料免除などについて周知する
- 2022年 3月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：育児休業後に職員が復帰しやすくするため、休業中の職員に資料送付等
による情報提供を行う。

<対策>

- 2022年 3月～ 職員会議の中での周知・啓発の実施